

漆山小学校いじめ防止等の基本方針

新潟市立漆山小学校

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
《いじめ防止対策推進法より》

【漆山小学校の基本理念】

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（適用範囲）
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。（児童理解）
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（関係者連携）
- 4 いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

【学校及び学校の教職員の責務】

- 5 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務】

- 6 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 7 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。
- 8 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 9 6の項は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、8の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【具体的方策】

- 10 いじめを生まない学校風土づくりと早期発見
 - (1) 全職員は、全児童に積極的に関わり、児童の一面的な理解にとどまることなく、授業の外に、給食・清掃・休憩時間等の教育活動全体を通して、多面的な理解に基づき、信頼関係を築くものとする。
 - (2) 授業場面では、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら実感させる活動の重視、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な「居場所づくり」への配慮を行う。
 - (3) 「いじめ未然防止教育プログラム」を年間指導計画に位置付け、実践を行う。そのうちの1時間は学習参観で保護者にも公開し、授業後には保護者同士でいじめについての理解を深められるような学年学級懇談会を行う。
 - (4) 言葉と行為を視点とした「なかよしアンケート」(市のアンケート項目)を年間4回実施し、児童の声に耳を傾け、いじめの早期発見に努める。「アンケート」結果については、即日、複数の教職員で確認し、早急に対応する。緊急を要するものについては、即座に対応する。
 - (5) 全学級で「学級力アンケート」を年間3回実施し、児童が自分たちで自分たちの問題に気付き、考え、行動することができるようにすると共に、学級の支持的風土の醸成に努める。

- (6) 児童同士の温かな人間関係づくりのため、言語環境を整え、相手に対し「さん付け」をする学校文化を醸成する。教職員は率先してこれを行い、鋭敏な人権感覚を磨くことに努める。
- (7) 携帯やゲーム機の通信機能による誹謗中傷など、インターネット上のトラブルを防ぐために、情報モラル教育を推進する。
- (8) 毎週の職員終会時に、児童の情報を交換・共有する場を設ける。

1.1 地域、関係諸機関との連携

- (1) 「良いことも悪いことも保護者に伝えていく」という基本方針に基づき、学校だより・学級だより・PTA懇談会・学年学級懇談会・学校運営協議会等により、地域・保護者に伝え、連携していくこととする。
悪いことや心配なことを伝える場合には、管理職に伝えてから電話連絡を入れる。原則は、子どもが家庭に帰る前に一報を入れる。必要に応じて、家庭訪問を行う。
- (2) いじめに関する事案が生じた際は、新潟市教育委員会や児童相談所等関係諸機関に速やかに報告し、連携に基づいてこれに当たる。

1.2 いじめ防止対策委員会による迅速な対応

- (1) いじめの発見及びが生じた際は速やかに管理職に報告する。校長はいじめ防止対策委員会を緊急に開催し、問題状況を共有し、組織的に迅速かつ丁寧な指導を行う。その後も、継続的に状況把握を行い、状況を共有することを原則とする。
- (2) いじめ防止対策委員会は、校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。委員は次の構成で行う。校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー。
- (3) いじめの発見の有無にかかわらず、その兆候が察知された場合、速やかに報告をし対応について校内いじめ対応ミーティングを開催する。児童の様子について記録を取りながら情報交換と共有に努める。委員は次の構成とする。(教頭、生活指導主任、当該学級担任または担当。教頭不在時は校長。) その際、必ず時系列で記録をとること。
- (4) いじめのレベルと原則的な対応については、以下のとおりとする。
 - ・高レベル……児童が自殺を企図、身体に重大な傷害を負う。金品に重大な被害を被る、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席、いじめが原因で登校できない状況が1日でもある、解消が図られているように見えてもいじめが繰り返されている、社会的な影響が大きく児童・保護者の状況が深刻(自殺念慮、差別的な言動、集団からのいじめ、性被害、保護者が不満を訴えるなど、被害者の気持ち不安定、加害者の行動変容が見られない。発生後、1週間を超えても解消に至らないレベル。
 - ・中レベル……1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル。
 - ・低レベル……その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル。

なお、高レベルは市教委に管理職が報告を入れ、「市教委報告様式15の3」にて報告。高レベル及び中レベルは、校内で共有し、経過を観察し、経過等も含めて記録をとり、5年間保存する。

- (5) いじめの解消については、次の2要因が満たされている状態とする。①影響を与える行為が3か月間見られない。②被害者が心身の苦痛を受けていない。
謝罪までを急いだり、謝罪をしたから解消としたりするのではなく、いじめが再発しないよう対策を講じ、被害者が安心して学校生活を送れるような環境の構築に、全職員で取り組む。

(平成26年4月制定)
(令和5年5月改訂)
(令和7年6月改訂)
(令和8年4月改訂)